

桑名市教育委員会告示第8号

学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞毅

学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額等の一部を改正する告示

(学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額の一部改正)

第1条 学校等の使用による個人演説会開催のために必要な施設の公営程度及び候補者が納付すべき費用の額（平成16年桑名市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

本則の表桑名市立多度中小学校の項、桑名市立多度東小学校の項、桑名市立多度北小学校の項、桑名市立多度青葉小学校の項及び桑名市立多度中学校の項を削る。

本則の表中「

桑名市立長島中学校	屋内運動場	997	6,020	23,232	24,602	会場水銀灯400ワット20 ステージ蛍光灯40ワット36 出入口蛍光灯40ワット15 便所蛍光灯40ワット6	卓子椅子1 椅子	1	1		蛍光灯40ワット2 机椅子2	1	茶缶湯呑上履
桑名市大山田コミュニティプラザ	文化ホークス	m ² 347	桑名市大山田コミュニティプラザ条 例（平成16年桑名市条例第180号）に定める額	客席40ワット72 250ワット42 舞台70キロワットまで使用可能	客席40ワット72 250ワット42 舞台70キロワットまで使用可能	卓子固定席500 椅子席4 母子席4	1	1		蛍光灯和室55ワット4 60ワット3 洋室55ワット4 60ワット3	椅子4 机4 時計2	4	附属設備は、桑名市大山田コミュニティプラザ条例施行規則（平成16年桑名市教育委員会規則第26号）に定める額
	中会議室	101.32		蛍光灯100ワット12 85ワット16 40ワット	蛍光灯100ワット12 85ワット16 40ワット	卓子椅子1 椅子	1	1		蛍光灯55ワット4 60ワット3	机椅子4	2	

					出入口LED 15.0ワット 9 便所LED 4.2ワット 14 18.6ワット 14							
桑名市 大山田 コミュニ ティ プラザ	文化ホ ー 客席 347	m ²	桑名市大山田コ ミュニティプラ ザ条 例（平成30年桑 名 市 条 例 第 62 号）に 定 め る 額	客席 40ワット 72 250ワット 42 舞台 70キロワッ ト まで使用 可能	卓子 1 500 車椅子 4 母子 席 4	固定 1 1	1	1	蛍光灯 和室 55ワット 4 60ワッ ト 3 洋室 55ワッ ト 4 60ワッ ト 3	椅子 4 4 時計 2	附属設 備は、桑 名市大 山田コ ミュニ ティ プラザ 条 例 施 行 規 則 （ 平 成 16 年 桑 名 市 教 育 委 員 会 規 則 第 26 号）に 定 め る 額	
	中会 議室 32	101.		蛍光灯 100ワット 12 85ワット 16 40ワット 40	卓子 1 椅子 1	椅子 100	1	1	蛍光灯 55ワッ ト 4 60ワッ ト 3	机 2 椅子 4		
桑名市 スター 21	大研 修室	162	桑名市スター21 条 例（平成30年桑 名 市 条 例 第 63 号）に 定 め る 額	会場 96ワット 32 27ワット 8 40ワット 2	卓子 1 椅子 1	机 51 椅子 200	1	1	蛍光灯 40ワッ ト 12	机 1 椅子 2	茶缶 湯呑	
桑名市 陽だま りの丘 生涯学 習交流 センタ ー「ぽ か ぽ か」	大研 修室	131. 75	桑名市陽だま りの丘 生涯学 習交流 センタ ー条 例（平 成 30 年 桑 名 市 条 例 第 64 号）に 定 め る 額	104ワット 10 19.9ワット 12	卓子 1 椅子 110	机 40 椅子 110	1	1	なし		附属設 備は、桑 名市陽 だま りの丘 生涯学 習交 流セ ンタ ー 条 例 施 行 規 則 （ 平 成 25 年 桑	

		を図る。	料等、左記の目的達成のための年間運営に要する経費		
14	全国大会等開催時特別補助金	全国大会及び三重県大会等に係る臨時的な補助要請への対応を図る。	全国大会、県大会に係る運営及び参加負担・旅費等に要する経費	予算の定める範囲内	実行委員会、主催者等
15	文化財保護補助金	文化財の保存伝承を図る。	文化財の保存及び管理運営に要する経費	予算の定める範囲内	クロガネモチ保護保存会、白魚塚保護保存会、八重垣神社大門祭保存会、一般社団法人伊勢太神楽講社、赤須賀神明社石取祭保存会、桑名石取祭保存会、桑名詩かるた保存会、太夫自治会、ヒメタイコウチ・ホトケドジョウ保存会、安永五丁目自治会、特定非営利活動法人多度自然育成の会、美鹿自治会、御衣野自治会、多度自治会、常音寺、柚井自治会、下野代自治会、内母神社石取祭保存会、力尾老人クラブ、ダルマ窯、多度祭り関係7地区、水郷輪中太鼓、三町石取祭、平方自治会、蓮生寺、光岳寺、大智院、八幡神社獅子舞保存会
16	文化財保存事業にかかる補助金	市指定文化財及び国・県指定文化財の保存・管理を図る。	文化財の保存、活用、改良又は、修理等に要する経費	予算の定める範囲内	市指定文化財及び国・県指定文化財の所有者又は、管理団体
17	桑名市私立幼稚園運営費補助金	幼稚園教育の振興を図る。	園児の内科及び歯科健康診断に要する経費	予算の定める範囲内	私立幼稚園
18	全国、東海、三重県大会参加助成金	学校教育の一環として児童生徒に文化及びスポーツ等参加への機会を与え児童生徒の健全育成を図る。	大会等選手派遣に要する経費	予算の定める範囲内	市内小、中学校長等
19	桑名市教育振興交付金	学校間の連携と学校経営の充実を図る。	学校運営及び教育課題に対する研究に要する経費	予算の定める範囲内	桑名郡市小中学校長会
20	地域とともにある学校・園づくり事業交付金	学校と地域の特性を活かす事業の充実を図る。	学校運営及び教育課題に対する経費	予算の定める範囲内	市内小、中学校（園）長
21	教育研究推進校交付金	教職員の資質と指導力の向上を図る。	学校運営及び教育課題に対する経費	予算の定める範囲内	市内小、中学校（園）長

		る。			
22	小中一貫教育推進事業交付金	小中学校間の諸問題の解決を図る。	学校運営及び教育課題に対する経費	予算の定める範囲内	市内小、中学校長
23	桑名市学校人権教育研究推進交付金	桑名市における人権教育の充実を図る。	人権教育の研究推進に要する経費	予算の定める範囲内	市内小、中学校長
24	人権教育地域づくり交付金	学校・地域・家庭等が連携・協働し、人権文化の構築を図る。	人権啓発等の推進に要する経費	予算の定める範囲内	市内小、中学校長
25	桑名市JET—ALT配置支援事業交付金	小中学校及び幼稚園に語学指導助手を派遣し、英語教育及び国際理解教育の充実を図る。	語学指導助手の派遣に要する経費	予算の定める範囲内	桑名市中学校長会
26	キャリア教育推進事業交付金	生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の充実を図る。	キャリア教育の推進に要する経費	予算の定める範囲内	市内中学校長
27	桑名市私立幼稚園給食費補助金	私立幼稚園への給食費の支援	物価高騰等による食材料費に要する経費	予算の定める範囲内	私立幼稚園

」を「

4	桑名市中学校クラブ振興会運営補助金	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）のクラブ活動の振興を図る。	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）のクラブ活動運営に要する経費	予算の定める範囲内	桑名市中学校クラブ振興会
5	学校医研修補助金	学校医としての専門的な知識・技術の向上を図る。	学校医の研修事業に要する経費	予算の定める範囲内	桑名医師会学校医会
6	学校歯科医師研修補助金	学校歯科医師としての専門的な知識・技術の向上を図る。	学校歯科医の研修事業に要する経費	予算の定める範囲内	桑名市学校歯科医師会
7	学校薬剤師研修補助金	学校薬剤師としての専門的な知識・技術の向上を図る。	学校薬剤師の研修事業に要する経費	予算の定める範囲内	一般社団法人桑名地区薬剤師会
8	PTA運営補助金	学校と地域の保護者の結びつきとなるPTA活動の育成・充実を図る。	児童・生徒の健全育成を図るためのPTA研修事業に要する経費	予算の定める範囲内	桑名市PTA連合会
9	和く輪くウイークエンド運営補助金	子どもの居場所づくり	異年齢間の交流を図る実践交流事業	予算の定める範囲内	北部和く輪くウイークエンド連絡推進協議会 中部和く輪くウイークエンド連絡推進協議会 伊曾島和く輪くウイーク

					エンド連絡推進協議会
10	桑名市同和教育研究推進協議会補助金	人権尊重の精神と、部落差別解消のため同和教育の研究と実践の推進を図る。	同和教育推進に係る、研究調査・研修会・研究大会・機関紙及び研究資料等、左記の目的達成のための年間運営に要する経費	予算の定める範囲内	桑名市同和教育研究推進協議会
11	全国大会等開催時特別補助金	全国大会及び三重県大会等に係る臨時的な補助要請への対応を図る。	全国大会、県大会に係る運営及び参加負担・旅費等に要する経費	予算の定める範囲内	実行委員会、主催者等
12	文化財保護補助金	文化財の保存伝承を図る。	文化財の保存及び管理運営に要する経費	予算の定める範囲内	クロガネモチ保護保存会、白魚塚保護保存会、八重垣神社大門祭保存会、一般社団法人伊勢大神楽講社、赤須賀神明社石取祭保存会、桑名石取祭保存会、桑名詩かるた保存会、太夫自治会、ヒメタイコウチ・ホトケドジョウ保存会、安永五丁目自治会、特定非営利活動法人多度自然育成の会、美鹿自治会、御衣野自治会、多度自治会、常音寺、柚井自治会、下野代自治会、内母神社石取祭保存会、力尾老人クラブ、ダルマ窯、多度祭り関係7地区、水郷輪中太鼓、三町石取祭、平方自治会、蓮生寺、光岳寺、大智院、八幡神社獅子舞保存会
13	文化財保存事業にかかる補助金	市指定文化財及び国・県指定文化財の保存・管理を図る。	文化財の保存、活用、改良又は、修理等に要する経費	予算の定める範囲内	市指定文化財及び国・県指定文化財の所有者又は、管理団体
14	桑名市私立幼稚園運営費補助金	幼稚園教育の振興を図る。	園児の内科及び歯科健康診断に要する経費	予算の定める範囲内	私立幼稚園
15	全国、東海、三重県大会参加助成金	学校教育の一環として児童生徒に文化及びスポーツ等参加への機会を与え児童生徒の健全育成を図る。	大会等選手派遣に要する経費	予算の定める範囲内	市立の中学校及び義務教育学校の校長等
16	桑名市教育振興交付金	学校間の連携と学校経営の充実を図る。	学校運営及び教育課題に対する研究に要する経費	予算の定める範囲内	桑名郡市小中学校長会

17	地域とともにある学校・園づくり事業交付金	学校と地域の特性を活かす事業の充実に実を図る。	学校運営及び教育課題に対する経費	予算の定める範囲内	市立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長並びに幼稚園長
18	教育研究推進校交付金	教職員の資質と指導力の向上を図る。	学校運営及び教育課題に対する経費	予算の定める範囲内	市立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長並びに幼稚園長
19	小中一貫教育推進事業交付金	小中学校間の諸問題の解決を図る。	学校運営及び教育課題に対する経費	予算の定める範囲内	市立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長
20	桑名市学校人権教育研究推進交付金	桑名市における人権教育の充実を図る。	人権教育の研究推進に要する経費	予算の定める範囲内	市立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長
21	人権教育地域づくり交付金	学校・地域・家庭等が連携・協働し、人権文化の構築を図る。	人権啓発等の推進に要する経費	予算の定める範囲内	市立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長
22	桑名市JET—ALT配置支援事業交付金	小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園に語学指導助手を派遣し、英語教育及び国際理解教育の充実を図る。	語学指導助手の派遣に要する経費	予算の定める範囲内	桑名市中学校長会
23	キャリア教育推進事業交付金	生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、キャリア教育の充実を図る。	キャリア教育の推進に要する経費	予算の定める範囲内	市立の中学校及び義務教育学校の校長
24	桑名市私立幼稚園給食費補助金	私立幼稚園への給食費の支援	物価高騰等による食材料費に要する経費	予算の定める範囲内	私立幼稚園

」に改める。

(桑名市教科書採択に関する規程の一部改正)

第3条 桑名市教科書採択に関する規程(平成16年桑名市教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(桑名市青少年育成推進指導員設置規程の一部改正)

第4条 桑名市青少年育成推進指導員設置規程(平成16年桑名市教育委員会告示第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「程度」の次に「、義務教育学校区4人程度」を加える。

(桑名市大山田コミュニティプラザ運営要綱の一部改正)

第5条 桑名市大山田コミュニティプラザ運営要綱(平成16年桑名市教育委員会告示第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

第7条の表中「第6条第1項」を「前条第1項」に、「第6条第3項第2号」を「前条第3項第2号」に改める。

(桑名市スター21運営要綱の一部改正)

第6条 桑名市スター21運営要綱(平成16年桑名市教育委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

第7条の表中「第6条第1項」を「前条第1項」に改める。

(桑名市長島ふれあい学習館運営要綱の一部改正)

第7条 桑名市長島ふれあい学習館運営要綱(平成18年桑名市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

(桑名市青少年補導運営協議会規程の一部改正)

第8条 桑名市青少年補導運営協議会規程(平成21年桑名市教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市内小中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター運営要綱の一部改正)

第9条 桑名市陽だまりの丘生涯学習交流センター運営要綱(平成25年桑名市教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「中学生」の次に「及び義務教育学校後期課程の生徒」を加える。

第7条の表中「第6条第1項」を「前条第1項」に改める。

(桑名市学校給食運営協議会要綱の一部改正)

第10条 桑名市学校給食運営協議会要綱(平成27年桑名市教育委員会告示第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「桑名市立小中学校」を「桑名市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第3条第2項第5号中「栄養教諭」を「栄養士」に改める。

(桑名市医療的ケア運営協議会要綱の一部改正)

第11条 桑名市医療的ケア運営協議会要綱(令和5年桑名市教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「桑名市立幼稚園、小学校及び中学校」を「桑名市立の小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

第3条第2項第3号中「園・」を削り、同項第5号を次のように改める。

(5) 桑名市立の小学校、中学校及び義務教育学校長

(桑名市教育委員会公認地域クラブ取扱に関する要綱の一部改正)

第12条 桑名市教育委員会公認地域クラブ取扱に関する要綱(令和7年桑名市教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「中学生」の次に「(義務教育学校後期課程の生徒を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。